

ご寄附について

個人の場合

1口 1,000円 ※口数、回数に制限はございません。

税制優遇措置

当能楽堂に対する寄附は、公益目的に対する寄附として所得税の優遇を受けることができます。所得税の確定申告時に、①所得控除制度（寄附金控除）か②税額控除制度（公益法人等への寄附金の特別控除）の有利な方を選択できます。寄附をしていただいた年の翌年3月15日までに当能楽堂が発行する寄附金受領書を添付して確定申告する手続きが必要です。手続きの詳細はお近くの税務署にお問い合わせください。また、大阪府民の方は大阪府民税の優遇、大阪市民の方は大阪市民税の優遇もございます。

● 所得税の優遇（①か②を確定申告時に選択）

① 所得控除制度（寄附金控除）

[当該年中の寄附金合計額 - 2,000円] = 寄附金控除額
(課税所得 - 寄附金控除額) × 税率 = 所得税額
・寄附金控除額が課税所得から控除されます。

※ただし、寄附額はその年の所得金額の40%相当額が限度です。
※所得税は累進課税ですので、所得が高いほど軽減額は多くなります。

② 税額控除制度（公益法人等への寄附金の特別控除）

[当該年中の寄附金合計額 - 2,000円] × 税率 = 寄附金控除額
・寄附金控除額が所得税額から直接控除されます。

※ただし、寄附額はその年の所得金額の40%相当額、税額控除額は所得税額の25%が限度です。

● 大阪府民税・大阪市民税の優遇

寄附の翌年1月1日に大阪府内に住所がある方は大阪府民税の優遇、大阪市内に住所がある方は大阪市民税の優遇を受けることができます。所得税の確定申告をすれば自動的に下記の優遇を受けることができます。税制優遇の対象とならない条件もありますので、優遇や手続きの詳細は大阪府庁、大阪市役所にお問い合わせください。

[当該年中の寄附金合計額 - 2,000円] × 住民税控除率

※ただし、寄附額はその年の所得金額の30%相当額が限度です。

大槻能楽堂からの特典〈第2期ご寄附〉

2019年11月30日までに賜りましたご寄附を第1期とさせていただきます、以降を「第2期ご寄附」とさせていただきます。

30口 30,000円以上 ①第2期改修記念冊子に寄附者名を掲載
100口 100,000円以上 ②記念公演にご招待+上記①
300口 300,000円以上 ③寄附者名を銘板に記載して大槻能楽堂内に掲出+記念パーティにご招待+上記①+②

※左記は、2021年3月30日までにご寄附いただいた場合の特典です。
※ご寄附者全員にオリジナルポストカード(1枚)贈呈。
※ご招待の公演、記念パーティは、2021年5月頃の予定です。

法人・団体の場合

1口 10,000円 ※口数、回数に制限はございません。

税制優遇措置

当能楽堂に対する寄附は特定公益増進法人等への寄附に該当し、法人税法上の寄附金の損金算入の優遇がございました。法人税申告書に寄附金別表の添付、当能楽堂が発行する寄附金受領書の保存が必要です。手続きの詳細はお近くの税務署にお問い合わせください。

[所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%] × 1/2を限度として損金算入

大槻能楽堂からの特典〈第2期ご寄附〉

2019年11月30日までに賜りましたご寄附を第1期とさせていただきます、以降を「第2期ご寄附」とさせていただきます。

10口 100,000円以上 ①第2期改修記念冊子に寄附者名を掲載
30口 300,000円以上 ②記念公演にご招待+上記①
100口 1,000,000円以上 ③寄附者名を銘板に記載して大槻能楽堂内に掲出+記念パーティにご招待+上記①+②

※左記は、2021年3月30日までにご寄附いただいた場合の特典です。
※ご寄附者全員にオリジナルポストカード(1枚)贈呈。
※ご招待の公演、記念パーティは、2021年5月頃の予定です。

〈広告掲載〉詳しくは、当能楽堂へお問い合わせください。

- 大槻能楽堂のネーミングライツ ● 舞台幕への社名記載 ● 客席椅子の背面への社名記載
- 改修記念冊子への広告掲載 ● 公演チラシ、パンフレットへの広告掲載など